

## SG分科会15部会アンケート集計結果

## アンケート実施概要

①テーマ:会計監査人との連携・会計監査人の選解任

②実施期間:平成29年1月10日(火)～1月25日(水)

③対象者:監査懇話会会員

④回答者:29社(回答率:=64%)

対象会社数 29 社

Q1-3 貴社の業種、従業員数、売上高(直近年度)について教えてください

| ①業種区分               | 回答 | %   |
|---------------------|----|-----|
| A.農業、林業             | 0  | 0%  |
| B.漁業                | 0  | 0%  |
| C.鉱業、採石業、砂利採取業      | 0  | 0%  |
| D.建設業               | 3  | 10% |
| E.製造業               | 11 | 38% |
| F.電気・ガス・熱供給・水道業     | 1  | 3%  |
| G.情報通信業             | 1  | 3%  |
| H.運輸業・郵便業           | 0  | 0%  |
| I.卸売業、小売業           | 6  | 21% |
| J.金融業、保険業           | 2  | 7%  |
| K.不動産業、物品賃貸業        | 0  | 0%  |
| L.学術研究・専門・技術サービス業   | 1  | 3%  |
| M.宿泊業、飲食サービス業       | 1  | 3%  |
| N.生活関連サービス業、娯楽業     | 0  | 0%  |
| O.教育、学習支援業          | 0  | 0%  |
| P.医療、福祉             | 0  | 0%  |
| Q.複合サービス事業          | 0  | 0%  |
| R.サービス業(他に分類されないもの) | 3  | 10% |

29 100%

| ②従業員数区分         | 回答 | %   |
|-----------------|----|-----|
| ～100人未満         | 4  | 14% |
| 100～1,000人未満    | 16 | 55% |
| 1,000人～10,000未満 | 8  | 28% |
| 10,000人以上       | 1  | 3%  |

29 100%

| ③売上高区分         | 回答 | %   |
|----------------|----|-----|
| 10億円未満         | 0  | 0%  |
| 10億円～100億円未満   | 2  | 7%  |
| 100億円～500億円未満  | 13 | 45% |
| 500億円～1000億円未満 | 9  | 31% |
| 1000億円以上       | 5  | 17% |

29 100%

| Q1-4 貴社の機関設計はどのような形態ですか(複数回答可) | 回答 | %   |
|--------------------------------|----|-----|
| A1:公開会社                        | 7  | 24% |
| A2:大会社                         | 22 | 76% |
| A3:指名委員会等設置会社                  | 0  | 0%  |
| A4:監査等委員会設置会社                  | 1  | 3%  |
| A5:監査役会設置会社                    | 17 | 59% |
| A6:監査役設置会社(監査役会設置会社を除く)        | 11 | 38% |

58 200%

| Q1-5 貴社は会計監査人を設置していますか(どれか一つ選択) | 回答 | %    |
|---------------------------------|----|------|
| A1:法令上の義務に基づき設置している             | 29 | 100% |
| A2:法令上の義務はないが任意で設置している          | 0  | 0%   |
| A3:法令上の義務はなく設置していない             | 0  | 0%   |

Q1-6【Q1-5でA1またはA2を答えた場合】貴社の会計監査人は監査法人ですか、それとも公認会計士(個人)ですか(どれか一つ選択)

|              | 回答 | %    |
|--------------|----|------|
| A1:監査法人      | 29 | 100% |
| A2:公認会計士(個人) | 0  | 0%   |

Q1-7【Q1-5でA1またはA2を答えた場合】貴社に親会社がある場合、貴社の会計監査人は親会社の会計監査人と同一ですか(どれか一つ選択)

|          | 回答 | %    |
|----------|----|------|
| A1:同一である | 14 | 100% |
| A2:異なる   | 0  | 0%   |

Q1-8【Q1-5でA1またはA2を答えた場合】差し支えなければ監査法人名をお答えください

|                   | 回答 | %    |
|-------------------|----|------|
| A1:新日本有限責任監査法人    | 9  | 31%  |
| A2:PwCあらた有限責任監査法人 | 5  | 17%  |
| A3:あずさ監査法人        | 8  | 28%  |
| A4:有限責任監査法人トーマツ   | 2  | 7%   |
| A5:UHY東京監査法人      | 1  | 3%   |
| A6:東陽監査法人         | 1  | 3%   |
| A7:協和監査法人         | 1  | 3%   |
| A8:八重洲監査法人        | 1  | 3%   |
| A9:監査法人夏目事務所      | 1  | 3%   |
|                   | 29 | 100% |

Q1-9【Q1-5でA1またはA2を答えた場合】貴社の会計監査人が海外監査法人と提携している場合、差し支えなければ海外監査法人名をお答えください

|                               | 回答 | %    |
|-------------------------------|----|------|
| A1:ERNST & YOUNG              | 7  | 24%  |
| A2:KPMG                       | 6  | 21%  |
| A3:Pwc                        | 3  | 10%  |
| A4:BOD                        | 1  | 3%   |
| A5:デロイト                       | 1  | 3%   |
| A6:その他:(該当なし、元々外国拠点グループ、未記入等) | 11 | 38%  |
|                               | 29 | 100% |

Q2-1 貴社は過去1年以内に開催された株主総会で会計監査人の選任に関する議案を提出しましたか。(どれか一つ選択)

|            | 回答 | %    |
|------------|----|------|
| A1:提出した    | 6  | 21%  |
| A2:提出していない | 23 | 79%  |
|            | 29 | 100% |

Q2-2 【Q2-1でA1を答えた場合】議案を提出した理由は何ですか

|                                             | 回答 | %    |
|---------------------------------------------|----|------|
| A1:会計監査人を新たに選任するため                          | 1  | 17%  |
| A2:会計監査人を変更(これまでの会計監査人を不再任して別の会計監査人を選任)するため | 4  | 67%  |
| A3:会計監査人を再任するため(法令上不要だが敢えて)                 | 1  | 17%  |
| A4:その他                                      | 0  | 0%   |
|                                             | 6  | 100% |

Q2-3【Q2-2でA2を答えた場合】会計監査人を変更した理由は何ですか(複数回答可)

|                                               | 回答 | %    |
|-----------------------------------------------|----|------|
| A1:これまでの会計監査人の在任期間が長くなったから                    | 2  | 50%  |
| A2:これまでの会計監査人の監査報告内容または独立性または品質管理に問題があると考えたから | 0  | 0%   |
| A3:これまでの会計監査人が監督官庁から処分を受けたから                  | 3  | 75%  |
| A4:これまでの会計監査人が他社の会計監査で不祥事を起こしたから              | 1  | 25%  |
| A5:これまでの会計監査人より良い会計監査人を見つけたから                 | 0  | 0%   |
| A6:報酬面で合意に至ることが出来ないから                         | 0  | 0%   |
| A7:会計監査人から辞退等の申し出があったから                       | 0  | 0%   |
| A8:その他                                        | 2  | 50%  |
|                                               | 8  | 200% |

Q2-4 会計監査人の選解任または再任に関して、貴社の取締役会、監査役会または経営会議等で議論されましたか(どれか一つ選択)

|               | 回答 | %    |
|---------------|----|------|
| A1:議論された      | 23 | 79%  |
| A2:議論されたことはない | 6  | 21%  |
|               | 29 | 100% |

Q2-5【Q2-4でA1を答えた場合】会計監査人の選解任または再任に関してどのような事項が議論されましたか〈自由回答〉

- ・選解任に関する基準、チェックリストに従い適格性を審議、不再任に関する議案を提出しないことを決議
- ・監査の適切性 当社側からの問合せ等に対し迅速かつ正確な対応が為されたか
- ・代替候補、監査内容、監査報酬等
- ・再任を妨げる理由があるか？（当社の会計監査人は新日本有限責任監査法人なので、東芝の件において再任を妨げる重大な事象があるが、当社の業務執行社員については監査の質に問題が無いとし、今後の改善状況を評価することとした。
- ・親会社の会計監査人と同一とする事
- ・これまでの監査法人および新監査法人候補の品質管理リスク
- ・監査役会で再任の意志及び取締役会に議案を提出しない決議
- ・監査役会で決定した「評価基準」等に基づき議論した。
- ・取締役会において、監査人を再任することにでよいとする監査役の判断根拠を説明した。
- ・東芝事件に関して、新日本を再任することについて議論した
- ・監査役会にて再任すべきか否かについて
- ・再任の妥当性。業務改善命令に対する対応状況。
- ・再任の適否
- ・会計監査人の解任または不再任に関する決定の方針、会計監査人の適切性の評価。結果に基づく再任の可否について監査役会で議論し、再任を決定しました。
- ・日本監査役協会「会計監査人の評価基準項目」に当社の考えた項目を追加して評価
- ・「会計監査人の評価基準」（監査役会で策定）による適否評価、会計監査人の報酬等の妥当性、会計監査人監査の相当性等々について議論を行い監査役会として決議している。
- ・親会社と同一の会計監査人を選任すること
- ・妥当性
- ・監査役協議会において、「会計監査人の解任又は不再任の決定の方針」に従ったチェックシートに基づき、解任又は不再任の要件への該当を判断

Q2-6 貴社が会計監査人を選解任または再任するうえで重視されることは何ですか〈複数回答可〉

|                                   | 回答 | %    |
|-----------------------------------|----|------|
| A1: 自社における監査実績                    | 22 | 76%  |
| A2: 親会社の方針                        | 13 | 45%  |
| A3: 他社での評判                        | 2  | 7%   |
| A4: 会計監査人の力量                      | 19 | 66%  |
| A5: 監査報酬の水準                       | 13 | 45%  |
| A6: その他                           |    |      |
| ・監査法人の品質管理体制                      |    |      |
| ・監査法人の品質管理体制、監査役とのコミュニケーションと適切な連携 | 2  | 7%   |
|                                   | 71 | 245% |

Q2-7 会社法改正により会計監査人の選任に関する議案の内容を監査役が決定することになりましたが、これにより会計監査人の選任に関する方針や考え方に変化が生まれましたか〈どれか一つ選択〉

|                           | 回答 | %    |
|---------------------------|----|------|
| A1:会社法改正以前と変化はない          | 16 | 55%  |
| A2:会社法改正で変化した。または変化の兆しがある | 11 | 38%  |
| A3:社内であまり議論されていない         | 2  | 7%   |
|                           | 29 | 100% |

Q3-1 監査役は会計監査人監査の独立性をどのように検証していますか〈複数回答可〉

|                               | 回答 | %    |
|-------------------------------|----|------|
| A1:会計監査人の監査計画書において確認している      | 26 | 90%  |
| A2:会計監査人の監査報告書において確認している      | 12 | 41%  |
| A3:会計監査人へのヒアリングにより確認している      | 20 | 69%  |
| A4:会計監査人の独立性評価調書を作成している。      | 6  | 21%  |
| A5:会計監査人の業務執行社員ローテーションを確認している | 17 | 59%  |
|                               | 81 | 279% |

Q3-2 親会社と子会社が同一の会計監査人を設置している場合、上記の検証はどこが行っていますか〈どれか一つ選択〉

|                      | 回答 | %    |
|----------------------|----|------|
| A1:親会社が子会社も含めて確認している | 4  | 25%  |
| A2:親会社と子会社が各々確認している  | 12 | 75%  |
|                      | 16 | 100% |

Q4-1 監査役は会計監査人の品質管理をどのように確認していますか〈複数回答可〉

|                                                                                                             | 回答 | %    |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|------|
| A1:会計監査人より品質管理システムに係る報告書を受領または説明を受けている                                                                      | 24 | 83%  |
| A2:日本公認会計士協会の品質管理レビュー結果を会計監査人から受領している。                                                                      | 16 | 55%  |
| A3:その他<br>・特に確認していない。親会社が確認している。<br>・監査品質、独立性とに関するチェックリストを作成し確認している。<br>・外部機関による審査・検査・レビューの結果を口頭にて説明を受けている。 | 3  | 10%  |
|                                                                                                             | 43 | 148% |

Q4-2 貴社の会計監査人が海外監査法人と提携している場合、会計監査に用いる海外提携先の監査手法について資料提供または説明を受けましたか〈一つ選択〉

|                         | 回答 | %    |
|-------------------------|----|------|
| A1:資料提供のみ受けた            | 0  | 0%   |
| A2:資料提供はなかったが口頭で説明を受けた  | 3  | 16%  |
| A3:資料提供および資料に基づいた説明を受けた | 6  | 32%  |
| A4:どちらも受けていない           | 10 | 53%  |
|                         | 19 | 100% |

Q4-3【Q4-2でA1,A2,A3を答えた場合】海外提携先の監査手法の資料提供または説明を受けて監査役としてどのように受け止めましたか〈どれか一つ選択〉

|                               | 回答 | %    |
|-------------------------------|----|------|
| A1:監査手法について高く評価した             | 0  | 0%   |
| A2:監査手法について理解を深めることが出来た       | 7  | 58%  |
| A3:資料説明または説明を受けたのみで特段の感想はなかった | 4  | 33%  |
| A4:その他                        | 1  | 8%   |
|                               | 12 | 100% |

Q5-1 会計監査人の監査方法について監査役と会計監査人との意見交換はどのタイミングで行われていますか〈複数回答可〉

|                               | 回答 | %    |
|-------------------------------|----|------|
| A1:会計監査人の監査計画時において意見交換を行っている  | 24 | 83%  |
| A2:月次、四半期単位等、期中において意見交換を行っている | 21 | 72%  |
| A3:監査報告時に事後的に確認している           | 14 | 48%  |
| A4:特に意見交換等を行っていない             | 0  | 0%   |
| ※一社回答なし                       | 59 | 203% |

Q5-2【Q5-1でA1,A2,A3を答えた場合】監査方法に関する監査役と会計監査人との間の意見交換は年間何回実施されましたか〈どれか一つ選択〉

|         | 回答 | %    |
|---------|----|------|
| A1:1回   | 0  | 0%   |
| A2:2回   | 3  | 11%  |
| A3:3回   | 7  | 25%  |
| A4:4回   | 6  | 21%  |
| A5:5回以上 | 12 | 43%  |
| ※一社回答なし | 28 | 100% |

Q5-3 会計監査人の監査結果について監査役と会計監査人の間でどのように情報共有または意見交換がされていますか。〈どれか一つ選択〉

|                                         | 回答 | %    |
|-----------------------------------------|----|------|
| A1: 監査報告の通知時に会議の場を設けて議論している             | 12 | 43%  |
| A2: 監査報告の通知時に限らず、期中において適宜会議の場を設けて議論している | 13 | 46%  |
| A3: 監査報告を受け取った後、必要があれば内容の確認を行っている。      | 3  | 11%  |
| A4: 監査報告を受け取るのみで、特に意見交換等は行っていない。        | 0  | 0%   |
| ※一社回答なし                                 | 28 | 100% |

Q5-4 会計監査人の監査方法および結果の相当性判断にあたって監査役が重視していることは何ですか〈複数回答可〉

|                                  | 回答 | %    |
|----------------------------------|----|------|
| A1: 会計監査人からの報告聴取と意見交換            | 24 | 83%  |
| A2: 会計監査人が経営者他経理部門等と協議した内容の聴取    | 13 | 45%  |
| A3: 会計監査時の立会                     | 9  | 31%  |
| A4: 会計監査人の監査日数・時間                | 10 | 34%  |
| A5: その他                          |    |      |
| ・当社の重要な虚偽表示リスクの認識の状況とそのリスクの評価の状況 |    |      |
| ・親会社の指示                          | 2  | 7%   |
|                                  | 58 | 200% |

Q6-1 会計監査人の報酬同意にあたりその根拠とした事項は何ですか〈複数回答可〉

|                     | 回答 | %    |
|---------------------|----|------|
| A1: 自社における監査報酬実績    | 23 | 79%  |
| A2: 他社における監査報酬実績    | 7  | 24%  |
| A3: 会計監査人の見積もり      | 15 | 52%  |
| A4: 会計監査人の想定工数と単価   | 18 | 62%  |
| A5: その他             |    |      |
| ・親会社でのグループ各社の調整     |    |      |
| ・経理部が作成した監査報酬(案)の資料 |    |      |
| ・親会社の指示             |    |      |
| ・親会社におけるグループ各社調整あり  | 4  | 14%  |
|                     | 67 | 231% |

Q6-2 会計監査人の報酬同意に至る過程で、取締役の提案額に対して異議を述べたり、修正を要請しましたか〈どれか一つ選択〉

|                                      | 回答 | %    |
|--------------------------------------|----|------|
| A1: 取締役の提案額をそのまま同意した。                | 25 | 89%  |
| A2: 取締役の提案内容について修正を要請し、修正された金額で同意した。 | 2  | 7%   |
| A3: 取締役の提案額で同意したが、意見を付した。            | 1  | 4%   |
| ※一社回答なし                              | 28 | 100% |

Q7-1 監査役が、会計監査人の選任、会計監査人の公正不偏性・独立性の検証、品質管理基準の遵守状況および監査方法や監査結果の相当性確認、そして会計監査人の報酬同意を行うにあたり、監査役と会計監査人の関係は変化していると感じていますか〈どれか一つ選択〉

|                        | 回答 | %    |
|------------------------|----|------|
| A1: より密接な関係へと大きく変化している | 7  | 26%  |
| A2: より密接な関係へと少しは変化している | 12 | 44%  |
| A3: 特に変化はない            | 8  | 30%  |
| A4: 以前より関係は薄くなっている     | 0  | 0%   |
| ※二社回答なし                | 27 | 100% |

Q7-2【Q7-1でA1またはA2を答えた場合】監査役と会計監査人の関係がどの面でどのように変化してきたか、またこれからどのように変化すると想定されるか

- ・コミュニケーション回数の増加、パートナー以外の実務担当者とのコミュニケーション
- ・会計監査人が、会社（取締役）より前に監査役と意見交換等密接になった
- ・現状は法律の要請による変化程度だが、意思疎通を高め会社の仕組み改善に繋げたい。
- ・監査計画書、監査結果の説明がより細かくなっている。
- ・新しいコンピュータソフトを利用した監査手法等の説明を受けたり、今まで以上に情報交換が多い。
- ・監査役に対する気遣いが増え、説明の範囲が少し広がった。
- ・監査法人とは忌憚なく意見交換を行ってきたが、同意権が監査役会に移ったことによる意識は相互にある。今後は強制交代が気になる（賛成しない）。
- ・監査人に対する協会や金融庁の監督が厳格化される中で、監査役に監査人の指名・再任権が移行されることで、必然的に従来より一歩踏み込んだ質疑が必要。
- ・監査役会に先任権が移行したことで、会計監査人からの報告等がより丁寧になり、中身の深い議論や情報共有が進んだと理解している。
- ・事業環境、対象会社の事業運営状況に係る認識につき期中から共有を深める。
- ・従来も密接な関係が望ましいとされていたが、実態がともなっていなかった
- ・会計監査法人の中の監査と所見に関する議論、審査のプロセスが会社に対してより明らかになるように、監査役との連携を重視して説明、報告がされるようになってきたと思われ、この変化が進むと思われる。
- ・従来以上に、タイムリーな情報交換、共有が必要になると思います。
- ・情報共有、意見交換の意識がお互いに高まっている。
- ・監査法人がより監査役を意識して、都度、報告・説明を丁寧にしてくれることに対応し、監査役からは監査の視点でのリスク事項を共有化するように努めている。
- ・会計監査人の選解任・不再任の決定権が監査役等に移行したことから、監査役も主体的に会計監査人とコミュニケーションを取り忌憚なく意見交換を行っています。このこのような流れの中で連携は深まってくと思っています。
- ・昨年PwCあらた有限責任監査法人に変更したことにより、以前の監査法人との監査手法の違いを知ることができた。
- ・会計監査人の説明が丁寧になり、監査役との意見交換も活発になった。